

令和5年度指定管理業務に関する事業報告書（デイ）

施設名 京都市小川デイサービスセンター

1 施設の管理運営

(1) 事業実施期間：2023年4月1日～2024年3月31日 (2) 開所日及び開所時間帯：365日 午前8時30分～午後5時30分 (3) 利用定員 30名 (4) 事業実施地域：京都市上京区全域

2 事業実施内容

(1) 指定管理業務（本来業務：老人デイサービスセンター） 上京区及び近隣地域に生活するすべての人が、認知症や疾病等により身体が不自由になっても、家族や地域とのつながりを保ちながら、地域の一員として誇りをもって自立した生活を送れるよう、指定管理調書に基づいた支援に取り組んでいる。 コロナ禍で多くのイベントや行事が中止となり、他者との交流が難しい状況が続いたが、エビバデ京ほっぷと西陣麦酒主催によるオリジナルの西陣ビール醸造のため、小川敷地内でホップ育成に携わり、8月に収穫祭を実施した。 また、感染対策を行いながら「いきいきポイント手帳」をご利用者に配布し、自立支援を促しながら、日常のデイでの生活の中で自主的に取り組みができ、ポイントを貯めて応募する楽しみを持っていただくよう取り組めた。 コロナ禍で禁止していたボランティアの受け入れを再開した。同志社大学書道部による書道パフォーマンスを開催、完成した作品をデイの廊下に飾り、ご利用者や来客の方々に楽しんでいただくことができた。また、職員とその仲間による音楽演奏も開催することができた。
(2) 指定管理業務（企画提案業務：指定管理者が提案し、施設内で実施している業務。例：配食サービス）
自主事業の実施状況は、以下の通り。

3 サービス提供状況

管理者：1名、生活相談員：4名、介護職員：12名（兼職4名）、看護職員：2名
再委託の実施状況（協定書に明記のない再委託業務）は、以下の通り。（例：給食調理業務） ・給食調理業務：株式会社LEOCへ委託（入札により決定）。

4 市内中小企業への発注に対する考え方

市内中小企業に委託する場合は、以下の考え方に従って業者選定を行っている。 委託への考え方 (1) 業務内容が専門的な知識を必要とし、かつ施設内の職員では対応が困難な業務の場合。 (2) 法人が専門的に行う業務ではないため、専門に行う業者のほうがより効率的に、かつ質の高いものを提供できると判断できる場合。 (3) 業務内容は簡易であるが、行う人材を集める事が容易ではない場合、その業務を行える人材を集める事に特化した業者がある場合。また備品購入等の発注については、市内の業者を優先して活用している。

5 施設の利用状況（本来業務に係る施設の稼働率、利用者数、事業参加者数など）

(1)利用延べ人数

①令和5年度実績値	9,024	人
②令和6年度目標値	8,760	人

(2)稼働率

①令和5年度実績値	82.2	%
②令和6年度目標値	80	%

(3) 収支実績

ア 本来業務（老人デイサービスセンター）

介護保険収入	90,398,893
利用料収入	9,413,828
委託料収入	1,000
補助金収入	2,342,760
寄付金収入	0
雑収入	4,110
その他	321,918
収入計	102,482,509

令和5年度収入状況及び支出の状況（単位：円）

人件費	71,380,102
事業費	10,259,779
委託費	2,844,783
小額修繕費	246,236
その他	2,202,124
支出計	86,933,024

6 施設の利用者満足度の把握

(1) 利用者満足度の把握状況

- ・令和6年2月実施
- ・配布枚数 90枚 返答枚数 49枚 回収率 54.4%

(2) 利用者満足度把握の結果

	良い	普通	悪い	分からない	その他
・送迎全般について	39人	8人	0人	2人	0人
・入浴全般について	27人	15人	0人	7人	0人
・お食事について	25人	17人	0人	7人	0人
・レクについて	19人	21人	0人	9人	0人
・職員対応について	40人	6人	0人	2人	1人

項目ごとにフリースペース欄を設け、回答が多数あり。その回答に対して全て返答し、デイフロア内に掲示した。

(3) 意見等への主な対応状況

- ・いただいたご意見のうち、要改善事項は施設内会議にて対策の検討、実施を行っている。
- ・アンケート結果報については施設内に掲示するとともに、ご利用者（ご家族）に送付している。

7 その他特記事項

(1)

(2)

8 評価（指定管理者自己評価）

- ・新型コロナの感染はあったものの、休業をすることなく、稼働率を保てたまま営業を続けることができた。結果、目標稼働率を上回る事ができた。
- ・重大事故という案件はなかった。今年度もひやりはっとの意義を見直し、重大事故に繋がらないよう、今後も引き続き意識改革を行っていく。
- ・全体研修の試みとして、『お茶の水ケアサービス学院』のネット配信による研修受講を実施。デイとしては、毎回ほぼ全員の受講を達成できた。
- ・障害者差別解消法に基づく不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供についても差別的な取扱いにならないよう意思決定支援などの情報も得ながら取り組んだ。
- ・地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、訪問介護事業所を併設しており、域の高齢や福祉に関する課題について取り組みをしやすい施設である。地域の自治会館、消防分団も併設しており、域の高齢者福祉の拠点として活動できるように引き続き取り組んでいく。